

港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、特定任期付職員の給与を改定するものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和7年10月14日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、特定任期付職員※の給与を改定します。

※特定任期付職員とは、一般任期付職員とは異なり、弁護士など行政内部での育成が困難な業務に従事させるために採用する者をいいます。

【条例改正の内容】

①特定任期付職員の給料月額を引き上げます。

・平均改定率 約4.1%増

②令和7年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

期末手当		勤勉手当	
12月分	年間	12月分	年間
1.025月 (0.025)	2.025月 (0.025)	0.95月 (0.025)	1.875月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

③令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

期末手当			勤勉手当		
6月分	12月分	年間	6月分	12月分	年間
1.0125月 (0.0125)	1.0125月 (0.0125)	2.025月 (0.025)	0.9375月 (0.0125)	0.9375月 (0.0125)	1.875月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和8年4月1日

【適用期日】

①については令和7年4月1日、②については同年12月1日